

# モービル石油M友会会則

## 第1条 名称と所在地

本会はモービル石油M友会と称し、本部及び事務局を東京都千代田区大手町一丁目1番2号ENEOSビル16階ENEOS株式会社内に置く。

## 第2条 会員

- 1) 本会は旧モービル石油株式会社または旧モービル石油有限会社に在籍した者によって構成される。
- 2) 本会に於いて会員相互の関係を律する唯一の規範は長幼の序であって、会員資格取得以前の職歴に拘わらず全ての会員は平等である。

## 第3条 会の目的

本会は会員相互の親睦を目的とする。

## 第4条 会の運営基金と運営資金

- 1) 本会の運営基金は会員による寄付金と旧モービル石油株式会社からの特別寄付金をもって構成される。
- 2) 本会の運営資金は運営基金の運用益とENEOS株式会社からの援助金をもってこれに当てる。必要に応じて運営基金そのものの一部を取り崩して運営資金とすることを妨げない。
- 3) 会員から年会費は徴収しない。
- 4) 万一、本会が解散の已むなきに至った場合は、運営基金を含む全ての資産から解散決議を求める総会の開催及び解散に要する費用を除き、余剰金は全て総会の決議をもって公的な社会事業団体に寄付されるものとする。

## 第5条 会の事業

本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 会員の懇親会、親睦旅行、その他本会の目的を達成するに必要な行事
- 2) 総会の開催
- 3) 会員相互の情報交換
- 4) 会員の慶弔

なお、本条第1項の全ての行事・活動は会員の自由意思に基づく自発的参加によって行われる。従って、それらの行事・活動の実施に際して万一事故が発生した場合には、参加者は自らの責任に於いてその災害に対処するものとし、本会はその責めを負わない。上記の事故には自然災害、テロ、暴動、輸送・宿泊機関の事故又は火災、食中毒、盗難等一切の事故を含む。

## 第6条 役員

本会の役員として、会長1名、副会長1名、会計担当委員1名、運営委員5名、及び監査役1名を置く。但し、必要に応じ運営委員は増員することができる。なお、会長は相談役1名を選任することができる。

## 第7条 役員を選出

役員は総会の席上、選挙又は推薦によって選出する。

## 第8条 役員任期

役員任期は1月1日から翌年の12月31日までの2年間とする。但し、再任を妨げない。

## 第9条 役員任務

会長は本会を統括し、副会長は会長を補佐し、必要に応じこれを代行する。会計担当委員は会計事務を司る。運営委員は本会の目的に従って事業の企画・運営の責に任じ、監査役は会計を監査する。相談役は会長の業務遂行を円滑ならしめるため、その求めに応じた補佐・支援を行う。

## 第10条 総会

### 1) 総会の目的

総会は毎年1回開催され、次の事項を協議、決定する。但し、役員会又は会の3分の1以上の要求により臨時総会を開催することができる。

イ) 予算、決算、事業計画及び報告に関する事項

ロ) 会則の改廃に関する事項

ハ) その他必要な事項

### 2) 総会の通知

総会の招集は書面又は電子メールにより行う。

### 3) 総会の成立

総会は会員の3分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状又はこれに準ずる書式(電子メールによる委任の意思表示等)を提出した会員は出席者と見做す。

### 4) 総会の決議

総会の決議は出席者の過半数をもって決定する。

## 第11条 役員会

1) 役員会は本会の企画・運営に必要な事項を協議し、総会の決議によらない事項について決定する。

2) 役員会は役員3分の2以上の出席をもって成立する。

3) 議事は出席役員過半数をもって決し、賛否同数の場合は会長が決定する。

## 第12条 会計

1) 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

2) 本会の収支決算は監査役の監査を得て総会もしくは文書により会員の承認を得るものとする。

## 第13条 支部

会員の活動単位としての支部は北海道、東北関東甲信越中部(本部直轄)、関西、中四国、及び九州の5地区とする。

## 第14条 細則

前各条のうち必要あるものは別途役員会に於いてM友会運営規定にその細則を定める。